(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実
本邦へ輸入される調査対象貨物（以下「当該輸入貨物」という。）は、本邦の市場での販売量を年々増加させた。また、当該輸入貨物は、本邦において生産された当該輸入貨物と同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）との高い代替性を有しており、取引において価格が重視される中、本邦産同種の貨物の国内取引価格を著しく下回る価格で輸入された。
本邦の産業については、当該輸入貨物の輸入の増加の影響を受け、販売量、利潤その他の指標が悪化した。
以上から、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと推定された。

五　その他参考となるべき事項
(一)　調査により判明した事実に係る不当廉売関税に関する政令第十条第二項又は第十条の二第二項の規定による証拠の提出、同令第十二条の二第二項の規定による意見の表明についてのそれぞれの期限
イ　証拠の提出についての期限　平成二十八年四月十五日
ロ　意見の表明についての期限　平成二十八年四月十五日
(二)　証拠の提出又は意見の表明の宛先　東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　財務省関税局関税課特殊関税調査室
(三)　本調査は日本語で実施することから、証拠の提出又は意見の表明は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらに添付する資料の原文が日本語以外の言語によるものである場合は、日本語の翻訳文に当該原文を添付するものとする。
(四)　不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定の基礎となった事実の詳細を記載した報告書は、財務省及び経済産業省並びに当該各省のホームページで入手することができる。

○厚生労働省告示第八十六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条の三第一項に規定する新規化学物質について同項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、その名称を次のとおり公表する。

平成二十八年三月二十五日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

通し番号	名称	整理番号
24782	（アクリルアミド・アクリル酸・スチレン・ブチル＝アクリラート・無水マレイン酸・メタクリル酸・４－メチル－２，４－ジフェニルペンター１－エン共重合物の加水分解反応生成物）のカリウム及びナトリウム混合塩	９－3282
24783	２－アクリルアミド－２－メチルプロパン－１－スルホン酸・*N*，*N*－ジメチルアクリルアミド共重合物のカルシウム塩	９－3283
24784	アクリル酸・エチル＝アクリラート・３－（２*H*－１，２，３－ベンゾトリアゾール－２－イル）－４－ヒドロキシフェネチル＝メタクリラート・メチル＝メタクリラート共重合物	９－3284
24785	アクリル酸・オクタデシル＝アクリラート・２，２，２－トリフルオロエチル＝アクリラート・メチル＝アクリラート共重合物	９－3285
24786	［アクリル酸と（７－オキサビシクロ［４．１．０］ヘプタン－３－イル）メチル＝７－オキサビシクロ［４．１．０］ヘプタン－３－カルボキシラートの反応生成物］とオキシラン－２－イルメチル＝メタクリラートとシクロヘキサ－４－エン－１，２－ジカルボン酸無水物とビフェニル－３，４：３’，４’－テトラカルボン酸二無水物の反応生成物	10－3445
24787	アクリル酸・ドコシル＝アクリラート・*α*－{［３－（メタクリロイルオキシ）プロピル］（ジメチル）シリル｝－*ω*－メチルポリ［オキシ（ジメチルシランジイル）］・メチル＝アクリラート共重合物	９－3286
24788	アクリル酸・ナトリウム＝３－（アリルオキシ）－２－ヒドロキシプロパン－１－スルホナート・*α*－ヒドロ－*ω*－［（３－メチルブター３－エン－１－イル）オキシ］ポリ（オキシエチレン）共重合物のナトリウム塩	９－3287
24789	アクリル酸無水物	４－(7)－2549
24790	５－{［(３*R*）－１－アクリロイルピロリジン－３－イル］オキシ}－６－ヒチル－３－｛４－［４－（４－メチルピペラジン－１－イル）ピペリジノ］アニリノ｝ピラジン－２－カルボキサミド	８－(2)－2619
24791	５－{［(３*R*）－１－アクリロイルピロリジン－３－イル］オキシ}－６－ヒチル－３－｛４－［４－（４－メチルピペラジン－１－イル）ピペリジノ］アニリノ｝ピラジン－２－カルボキサミド＝メタンスルホナート	８－(2)－2620
24792	アクリロニトリル・*N*－（１*H*－１，２，３，４－テトラゾール－５－イル）メタクリルアミド・*N*－フェニルマレイミド・メタクリル酸・*N*－（メトキシメチル）メタクリルアミド共重合物	９－3288
24793	（２*S*，３*S*，４*R*，６*R*）－６－［((３a*S*，４*R*，７*R*，８*S*，９*S*，10*R*，11*R*，13*R*，15*R*，15a*R*）－１－（４－アジドブチル）－10－{［(２*R*，３*R*，４*S*，６*R*)－３－(ベンゾイルオキシ)－４－（ジメチルアミノ）－６－メチルオキサン－２－イル］オキシ}－４－ヒチル－11－メトキシ－３a，７，９，11，13，15－ヘキサメチル－２，６，14－トリオキソテトラデカヒドロ－２*H*－オキサシクロテトラデシノ［４，３－*d*］［１，３］オキサゾール－８－イル）オキシ］－４－メトキシ－２，４－ジメチルオキサン－３－イル＝ベンゾアート	８－(6)－330
24794	アジピン酸・２－エチル－２－（ヒドロキシメチル）プロパン－１，３－ジオール・１，１’－（シクロヘキサン－１，４－ジイル）ジメタノール・シクロヘキサン－１，２－ジカルボン酸無水物・３，５，５－トリメチルヘキサン酸重縮合物とブチル＝アセタートの混合物	10－3446
24795	アジピン酸・２－エチル－２－（ヒドロキシメチル）プロパン－１，３－ジオール・シクロヘキサン－１，２－ジカルボン酸無水物・２，２－ジメチルプロパン－１，３－ジオール・３，５，５－トリメチルヘキサン酸重縮合物とブチル＝アセタートの混合物	10－3447
24796	（２*R*，３*S*，７*R*，９*R*，10*R*，11*S*，12*S*，13*R*）－10－{［(２*S*，３*R*，４*S*，６*R*）－３－（アセチルオキシ）－４－（ジメチルアミノ）－６－メチルオキサン－２－イル］オキシ}－２－エチル－９－メトキシ－12－{［(３*R*，４*S*，６*R*，８*R*）－８－メトキシ－４，８－ジメチル－１，５－ジオキサスピロ［２．５］オクタン－６－イル］オキシ}－３，５，７，９，11，13－ヘキサメチル－６，14－ジオキソオキサシクロテトラデカ－４－エン－３－イル＝１*H*－イミダゾール－１－カルボキシラート	８－(4)－1997
24797	２－アニリノ－５－［(２－シアノ－４－ニトロフェニル）ジアゼニル］－４－メチル－６－(フェネチルアミノ)ニコチノニトリルと２－アニリノ－５－［(４－シアノ－２－ニトロフェニル）ジアゼニル］－４－メチル－６－（フェネチルアミノ）ニコチノニトリルと６－アニリノ－５－［(２－シアノ－４－ニトロフェニル）ジアゼニル］－４－メチル－２－（フェネチルアミノ）ニコチノニトリルの混合物	８－(1)－4017
24798	４－アミノ－６－({５－［(４－アミノ－６－クロロ－１，３，５－トリアジン－２－イル）アミノ］－２－スルホフェニル}ジアゼニル)－３－［(２，５－ジスルホフェニル）ジアゼニル］－５－ヒドロキシナフタレン－２，７－ジスルホン酸のナトリウム（又はリチウム）塩を主成分とする、{２－アミノ－４－［(４－アミノ－６－クロロ－１，３，５－トリアジン－２－イル）アミノ］ベンゼンスルホン酸のジアゾ化反応生成物と４－アミノ－５－ヒドロキシナフタレン－２，７－ジスルホン酸と（２－アミノベンゼン－１，４－ジスルホン酸のジアゾ化反応生成物）の反応生成物｝のナトリウム（又はリチウム）塩	８－(3)－1436
24799	（５－アミノイソインドリン－１，３－ジオンと３，６－ジフェニル－２，５－ジヒドロピロロ［３，４－*c*］ピロール－１，４－ジオンとホルムアルデヒド重付加物の反応生成物）と２－アミノベンゼンスルホン酸と２，４，６－トリクロロ－１，３，５－トリアジンの反応生成物	８－(3)－1437